

和歌山大学教務委員会規程

制 定 平成22年 7月 1日

法人和歌山大学規程 第1132号

最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 和歌山大学（以下「本学」という。）を構成する学部、学環及び学科等の教育理念、教育目標を尊重しつつ、本学の総合大学としての一貫した教育理念、教育目標を確立し、その実現を図ることを目的として、本学の大学教育（大学院教育を含む。以下同じ。）全般にわたる教育の指針を策定し、大学教育を円滑に運営するため、和歌山大学大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の教育の理念及び教育方針に関すること。
- (2) 全学共通教育及び専門教育のあり方に関すること。
- (3) 教育方法に関すること。
- (4) 教育課程の実施に関すること。
- (5) その他教務に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 教育担当の理事
- (2) 教育機構副機構長
- (3) 各学部教務委員会委員長
- (4) 学環の教務担当教員
- (5) 職員 2名
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じ教務に関する立案について、作業部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務課において処理する。

和歌山大学教務委員会規程

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第1項の委員については、廃止前の国立大学法人和歌山大学常置委員会規程（法人和歌山大学規程第19号）第5条第2項の委員が就任するものとし、任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1251号）

- 1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第1項第4号の委員の任期については、改正前の第3条第1項第3号に規定する委員の残任期間とする。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1778号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第1836号）

この改正規程は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月23日一部改正：法人和歌山大学規程第1851号）

この改正規程は、平成28年9月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1888号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2324号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2525号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2653号）

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。